【 任意継続を申請される方へ 】 必ずお読みください

＜加入の要件＞

次の要件全てを満たしていることが必要です

- 退職の翌日から**20日以内**に健保組合に申請書を提出した方
- 退職などにより健康保険の被保険者資格を喪失した方
- 継続して**2ヵ月以上**被保険者であった方

【退職後、任意継続の資格情報を受け取るまでの医療機関受診について】

任意継続の資格情報が個人のマイナポータルに反映するまで（または資格確認書がお手元に届くまで）は数日を要します。

その間に医療機関を受診される時には、病院の窓口で任意継続申請中である旨をお伝えください。

なお、医療費の精算については、病院の指示に従ってください。

退職後に加入する健康保険

退職後

- **再就職しない**
  - **任意継続（ヤマハ健保組合）**
  - **国民健康保険（市区町村）**
  - **配偶者や子どもの被扶養者となる**
- **再就職する**

※ 75歳以上は後期高齢者医療制度に加入します

【任意継続】

・加入期間

任意継続被保険者となった日から**最長2年間**です。

・保険料

事業主負担分はなくなるため、**全額自己負担**になります。退職時の標準報酬月額または ヤマハ健保の平均標準報酬月額から算定します。

手続きの流れ

被保険者　ヤマハ健康保険組合　会社健保担当

退職、資格確認書（交付されている場合）を返却

↓

＜保険料を試算＞
任意継続と国民健康保険の保険料を比較

国保の保険料は・・・
住所地の市区町村 国保窓口へご確認ください。
※会社都合による退職等は軽減制度の対象になる場合があります。
※同一月内に再就職予定の方は国保加入をおすすめします。

↓

① 「任意継続資格取得申請書」
扶養していたご家族も移行する場合には被扶養者申請欄にご記入ください

② 「自動払込利用申込書」

①と②の書類を健保組合に提出

退職手続き

↓

「資格喪失届」
「資格確認書（交付されている場合）」
を健保に提出

↓

会社からの「資格喪失届」受領後、任意継続資格取得登録開始
資格情報のお知らせ・保険料支払通知（振込依頼書）・希望者には資格確認書　作成～郵送

↓

初回の保険料を振り込み（2回目以降は、ゆうちょ銀行口座からの引き落とし）
保険料を納付期日までに納付しなかった場合には、任意継続被保険者にならなかったものとみなします（法第37条）

ヤマハ健康保険組合
電話 053-460-1581

保険料について

初回の保険料は、健保からお送りする保険料支払通知（振込依頼書）で振り込み手続きをしていただきます。
申請時期によっては、初回に2ヵ月分を振り込んでいただく場合があります。
原則として、2回目以降はゆうちょ銀行口座からの引き落としとなります。

月　納	毎月**5日**の引き落とし　※初回は振り込み 納付期限は毎月10日です。 10日までに納付がない場合、翌日に資格を喪失します。
前　納	前納分割（半期）と前納一括（年間）より選択できます。 保険料を一括して納付期限までに前納していただくことにより、保険料の割引を適用する制度です。

	前納できる期間	**保険料引き落とし日** ※初回は振り込み
前納分割（半 期）	（前期） 4月～ 9月分まで	前期　3/25
	（後期） 10月～翌年3月分まで	後期　9/25
前納一括（年 間）	4月～翌年3月分まで	3/25
納付方法の変更 ※対象月に案内をお送りします	毎月払・前納分割（半期）… 2月／7月に案内をお送りします （4月／10月分保険料～）	
	前納一括（年間）… 2月に案内をお送りします（4月保険料～）	

ヤマハ健康保険組合
電話 053-460-1581